

神戸市公立大学法人情報化推進基本方針

2023年4月1日

規則第19号

神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）は、教育研究を支援するとともに学術成果を社会に還元できるように神戸市外国語大学（以下「大学」という。）及び神戸市立工業高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）の情報化を次の方針に基づき推進いたします。

法人の経営責任においてすべての情報資産を適正に運用し、学生、教員、職員その他組織内外の関係者等のサービス利用者に、十分な品質と安全性が保証されたITサービスを提供します。そして、そのサービス管理システム(ITSMS)を構築し、維持することを目標とします。

この管理システムをPDCAサイクルで継続し、情報セキュリティの側面から法人の情報資産に対する脅威について事象が発生した場合、機密性、完全性、可用性の観点から速やかに対処して、資産を守ります。また、組織および組織を構成するすべての者が不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法等の関係法令、個人情報の保護に関する法律(平成15年第57号)を遵守します。さらに、法人においては情報システム等を適切、安全に運用していることについて、サービスに関わる利害関係者への説明責任を果たしつづけます。

このような方針のもと、以下の対策に取り組みます。

- 1 情報化推進の方針、目的及び計画を確立します。
- 2 情報化推進の目的を達成することの重要性、及び継続的改善の必要性を大学及び高等専門学校の教育研究活動にかかわる関係者全員に周知します。
- 3 ITサービスの向上、及び教育研究活動のための情報環境の改善という目的に沿ってサービス品質の向上に努めます。
- 4 法人のすべての情報化推進の調整及び管理に責任を持つ者を一人指名します。
- 5 ITサービスの提供及び運営管理を計画、導入、監視、レビュー及び改善するための経営資源を適切に配分します。
- 6 サービス管理の組織に対するリスク及びサービスに対するリスクを管理します。
- 7 サービス管理が適正に行われていることを確実にするために、あらかじめ定められた間隔

でサービス管理のレビューを実施します。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人神戸市外国語大学情報化推進基本方針（2007年9月規程第105号）は、廃止する。